平成２３年（再口）第１号

岐阜県関市桜台２丁目７番９号

再生債務者　松村　憲道

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年６月15日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年６月17日　岐阜地方裁判所

平成２３年（再口）第１号

山口県熊毛郡平生町大字平生村579番地の１

再生債務者　八木　綾

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年６月15日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年６月17日　山口地方裁判所岩国支部

平成２３年（再口）第６号

札幌市清田区美しが丘３条２丁目３番１－803号

再生債務者　濱谷　夏代

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年６月16日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年６月17日

札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（再口）第１号

北海道新冠郡新冠町字本町48番地の４

再生債務者　鬼海　正和

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年６月16日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年６月17日

札幌地方裁判所浦河支部再生係

平成２３年（再口）第２８号

大阪府東大阪市高井田元町１丁目14番２号

再生債務者　山元　秀也

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年６月16日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年６月17日

大阪地方裁判所第６民事部

裁判所共済組合定款の一部変更について

裁判所共済組合定款（平成17年４月１日全部変更）の一部を次のように変更する。

平成23年６月１日

裁判所共済組合代表者
最高裁判所長官　竹﨑　博允

附則第７条の次に次の１条を加える。

（災害見舞金附加金）

第８条　組合は、法第52条及び施行令第11条の３第１項の規定に基づき、東日本大震災（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第２条第１項に規定する東日本大震災をいう。）により災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた地域内にある組合員又はその被扶養者の住居又は家財に当該災害による損害を受け、当該損害について組合員が法第71条の規定による災害見舞金の支給を受けるときは、当該組合員に対し、次の各号に掲げる組合員の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる月数を当該災害見舞金の計算の基礎となった標準報酬の月額に乗じて得た金額を災害見舞金附加金として支給する。

⑴　標準報酬の月額の３月分の災害見舞金の支給を受ける組合員　２月

⑵　標準報酬の月額の2.5月分の災害見舞金の支給を受ける組合員　1.5月

⑶　標準報酬の月額の２月分の災害見舞金の支給を受ける組合員　1.2月

⑷　標準報酬の月額の1.5月分の災害見舞金の支給を受ける組合員　0.9月

⑸　標準報酬の月額の１月分の災害見舞金の支給を受ける組合員　0.6月

⑹　標準報酬の月額の0.5月分の災害見舞金の支給を受ける組合員　0.3月

附　則

この変更は、平成23年６月１日から施行し、同年３月11日から適用する。

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、平成二十三年七月二十八日までにお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十三年五月二十六日
掲載貸借対照表　第九十五期（自平成二十二年四月一日至平成二十三年三月三十一日）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十三年五月二十六日
掲載貸借対照表　第九十六期（自平成二十三年四月一日至平成二十四年三月三十一日）

平成二十三年六月二十七日
東京都千代田区飯田橋三丁目三番一号
（甲）株式会社三笠興産
代表取締役　押鐘冨士雄
東京都千代田区飯田橋三丁目三番一号
（乙）株式会社モフ・コーポレーション
代表取締役　押鐘　太陽

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十三年六月二十日
貸借対照表　一〇四頁（号外第一二九号）

（乙）計算書類の公告義務はありません。

（丙）計算書類の公告義務はありません。

平成二十三年六月二十七日
東京都港区西麻布三丁目二四番一二号
（甲）株式会社アーティ
代表取締役　森山　幸男
東京都港区西麻布三丁目二四番一二号
（乙）有限会社麻布プロダクション
取締役　森山　幸男
東京都港区西麻布三丁目二四番一二号
（丙）有限会社ピラミッドジュニア
取締役　森山　幸男

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十三年八月一日であります。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www1.biz.biglobe.ne.jp/~MA-file/

（乙）http://www1.biz.biglobe.ne.jp/~MA-file/

平成二十三年六月二十七日
東京都荒川区南千住七丁目一一番二号
（甲）株式会社東海日動パートナーズ千住
代表取締役　内藤　裕士
東京都墨田区江東橋一丁目一六番二号
（乙）株式会社東海日動パートナーズ千住
代表取締役　藤崎　章大

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十三年四月二十一日
貸借対照表　第十六期（自平成二十二年二月一日至平成二十三年一月三十一日）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十三年四月二十一日
貸借対照表　第十五期（自平成二十二年二月一日至平成二十三年一月三十一日）

平成二十三年六月二十七日
東京都目黒区東山一丁目四番四号
（甲）日本スロホールディングス
代表取締役　稲葉　敬次
東京都目黒区東山一丁目四番四号
（乙）日本スロホールディングス
代表取締役　稲葉　敬次

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）平成二十三年五月二十六日付中部経済新聞
（乙）平成二十三年五月二十五日付官報（号外第一〇七号）八十五頁

平成二十三年六月二十七日
名古屋市中区錦一丁目七番三四号
（甲）株式会社コアズ
代表取締役　篠崎　學
大阪市北区中之島三丁目二番一八号
（乙）株式会社デポウ
代表取締役　篠崎　學